

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

中小企業の経営支援に関する取り組み方針

令和元年度の取り組み方針は、金融仲介機能の質的向上や事業性評価による課題解決型金融を実践するとともに、コンサルティング機能を発揮し、地元の中小企業の経営支援を積極的に行っていく方針であります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備

平成30年6月に開設した「総合相談センター」により、相談機能の充実と、本部と営業店が連携してお客様の経営を支援する態勢の強化を図っております。

また、中小企業・小規模事業者の支援制度として設置された「宮城県よろず支援拠点」を活用した、お客様の課題解決への取り組みや、国の新規事業である「事業承継ネットワーク構築事業」への参画により、中小企業者の事業承継支援の体制強化を図っております。

「宮城県よろず支援拠点」

経済産業省が全国に設置した、中小企業・小規模事業者を支援する制度です。各企業が抱える経営上の様々な課題について、コーディネーターがアドバイスを行い、また、専門機関・専門家との連携により課題解決を図るものです。

「事業承継ネットワーク」

東北経済産業局、東北財務局、宮城県、中小企業支援機関、金融機関、土業団体と連携し、中小企業の円滑な事業承継を図るため、次の取り組みをしております。

- ①事業承継支援体制の整備
- ②事業承継診断の実施
- ③事業承継支援に関する連携体制の構築

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

創業・新規事業開拓の支援

◎ 創業補助金・ものづくり補助金の活用

当金庫は、中小企業庁が行う創業補助金事業やものづくり補助金事業に対して、認定支援機関として創業者や新事業に対する補助金の活用、事業計画の実効性等のコンサルティング機能を発揮しております。

◎ しんきん事業者ローン「起業創生」

地方創生の実現に向け、創業・第二創業等を行う事業者に対する、担保・保証に過度に依存しない融資商品を取扱いしております。

成長段階における支援

◎ ABLの取り組み状況

当金庫は東日本大震災以前から、金融円滑化の観点から、売掛債権や機械設備等の動産を担保とした融資(ABL)による、お客様の資金調達手段の拡充に積極的に取り組んでまいりました。今後も新たな資金調達や事業性評価の手段として積極的に取り組んでまいります。

◎ 私募債(CSR私募債を含む)の取り組み状況

当金庫は東日本大震災以前から、お客様の長期安定資金調達需要に対応すべく、私募債の引き受けを行ってまいりました。また、平成29年7月からしんきんCSR私募債「輝く未来」の引き受けを行っております。

◎ 販路拡大に向けた取り組み

「ビジネスマッチ東北2018」では、当金庫の紹介により17先のお客様が出席し、マッチング会場では当金庫職員と東北IM連携協議会の専門スタッフとの連携によるサポートを行うなど、販路拡大支援を行いました。

また、城南信用金庫主催の「よい仕事おこしフェア」への出展支援など、全国の信用金庫ネットワークを活かした販路拡大支援も積極的に行っております。

ABLの取扱実績

取扱実績		うち震災以降
件数	16件	12件
金額	1,530百万円	1,037百万円

私募債(CSR私募債を含む)の取扱実績

取扱実績		うち震災以降
件数	6件	5件
金額	400百万円	350百万円

(注)取扱実績は、平成31年3月末実績

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

◎ 経営改善・事業再生への支援

宮城県商工会連合会の「宮城県よろず支援拠点」との連携による月2回の「経営相談会」開催のほか、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、信金中央金庫等の外部機関と連携して事業再生支援に取り組むなど、下図の通り積極的に取り組んでおります。

経営改善・事業再生支援の実施先数（平成31年3月末）

連携先等	先数	連携先等	先数
中小企業再生支援協議会	6先	事業再生ファンド（三菱商事復興支援財団基金）	3先
地域経済活性化支援機構	1先	創業・育成&成長ファンド（信金中金翼ファンド）	1先
みやぎ産業復興機構	35先	事業再生ファンド（東北共益投資基金）	1先
東日本大震災事業者再生支援機構	58先	DDS（借入金の資本的劣後ローン）	1先
事業再生ファンド（信金中央金庫絆ファンド）	10先	よろず支援拠点相談	30先

当金庫では上記のほか、自ら経営改善計画を策定することが困難な方に対しても、経営改善計画書策定支援等を積極的に行い、経営改善の支援を実施しております。

地域の活性化に関する取り組み状況

※地域貢献への取り組みに関するページをご参照ください(P10-P14)

当金庫の金融仲介の取り組みについて

当金庫は震災後の地域経済の復興と再生・発展のため、起業・創業の促進、雇用機会の創出に努め、事業者ならびに若年層の移住・定住に対する支援を強化してまいりました。

平成29年1月・2月には、地元2市1町と包括連携協定を締結し、地方創生推進による地域産業の活性化に努め、さらには創業・第二創業等地元事業者の経営基盤の強化、地域内での就労、若年層の定住を目的とした新たな商品を開発・提供し、地域社会の発展にも努めております。

また、「事業性評価基準」に基づき、担保・保証に過度に依存することなくお客様の事業内容や成長可能性を評価し、企業価値の向上に資する融資や経営支援等のサービスを積極的に行っております。

平成30年6月の総合相談センター開設により、お客さまからの相談に積極的に対応し、よりきめ細やかなコンサルティング機能を発揮できる態勢整備を図っております。

今後もお客様第一主義のもと、地域、お客様に寄り添い、地域経済の復興から活性化に向け、取り組んでまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

ガイドラインの目的

中小企業の経営者による個人保証には、企業の活力を阻害する面があります。経営者保証に関するガイドラインは、そのような経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、主たる債務者、保証人及び対象債権者の継続かつ良好な信頼関係を構築・強化するとともに、中小企業金融の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的としています。

ガイドラインへの対応

日本商工会議所と全国銀行協会を協同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫も「経営者保証に関するガイドラインマニュアル」を策定し、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインを適用して運用しております。

ガイドラインへの取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	157件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.82%
保証契約を解除した件数	23件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は56・57ページ参照）または総務部（電話：0225-95-4111）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。